

令和6年度富谷市地域水田農業推進協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

富谷市は、宮城県のほぼ中央に位置し、市域面積は、49.18平方キロメートルで、豊かな自然に恵まれた標高100メートル程度の丘陵によって形成されている。

農地は、市の北部に位置する4地区と南部に位置する3地区にまとまっているほか、丘陵地や沢筋や河川筋に分布している。

農地として保全を図るべき農業振興地域農用地区域は、435haが指定されており、そのうち富谷北部地域、富谷今泉地域、富谷南部地域の369haは土地基盤整備が行われたが、未整備である山間地域や沢筋においては地理的条件や生産調整等により不耕作地が増加しており、耕地面積は年々減少する傾向にある。

生産組織は、北部地区に2組織、南部地区に1組織が組織化され、大豆や水稻の受託、飼料作物やWCS用稻の受託を行っており、更なる農地の集積の推進、品質向上等は喫緊の課題となっている。

近年、農業者の法人化や新規参入する法人も少しづつ増えて来ており、今後は農業の担い手の確保・育成、生産基盤の整備、農地の利用集積、施設の近代化、営農指導に対する支援などを推進し、優良な農地や営農環境を確保するとともに、水稻に代わる経営の振興にあわせて、畜産、野菜、果樹、花卉等が複合経営された都市型農業を推進していく必要がある。また、地域資源や特性を活かしたプロジェクトを立ち上げており、「スイーツのまち」を見据えた「新特産果樹」や「はちみつ」、「富谷茶」、「いちご」と農林業を含めた1次産業が6次化や農商工連携を見据えた多角的な経営を実現することによる地域活性化を目指していくものである。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

富谷市の総合計画の中でも基本方針を「暮らしを自慢できるまち」とし、その中の基本構想として「“とみやシティブランド”で自慢したくなるまちを創る」をコンセプトに進めている。特に“とみやシティブランド”として着目しているのが「スイーツ」であり、その原料となる食材を生産することで一次産業の活性化と地場産業の発展を目指し、将来的に6次化や農商工連携に繋げていくものである。

スイーツの原料としては、富谷市の特産品である「ブルーベリー」を中心として、新たな特産品になるように「シャインマスカット」「イチジク」「ぽろたん栗」「ラズベリー」「いちご」を育成するものである。特に果樹は育成に数年を要するため、検証にも時間と労力がかかるため、結果による早急な検討を行うものである。その他にも「茶木」を育成し、大正時代まで盛んだった「富谷茶」の復活やスイーツの原料としても利用することにしている。また、市内では養蜂も盛んであり、その蜜源を地力増進作物で賄う事で、養蜂の発展と地力の整った農地により高収益性作物を生産することによる二重の効果を上げることが可能である。これらの食材は地域のスイーツ店などへも販売しており、市と農商工連携による販売戦略が確立してきているが、今後はブランド化の確立と市外への販売にも拡大していくものである。

さらに、黒川地域の販売戦略として「曲がりねぎ」を推奨しており、農協との連携による独自の補助事業による管理機等を導入し生産性の向上に取り組んでいる。「直ねぎ」よりも付加価値をつけることでブランド化した販売戦略と新市場の開拓を行うもの

である。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

富谷市は仙台市に隣接することで農業の担い手の兼業化が進んでおり、適切な担い手の育成、認定農業者や法人への集積・集約化が近々の課題となっている。そのため、関係者との打ち合わせの結果、「人・農地プランの実質化」と合わせて、該当者との個別打合せにより集積・集約化を推進する必要があると話し合われた。

また、令和3年度の水田の利用状況を点検した結果、転作地が圃場整備等を行った農振農用地と未整理地の沢田等での利用状況が大きく異なっていた。市内の農地の5割程度では転作に取り組まれているが、その中の沢田地域を中心に畑作物の作付が定着しており、ブロックローテーション体系ができていないため、活用方法が課題となっている。

しかしながら認定農業者は高齢化が進み、法人はまだ少ないのが現状であり、農地の適正な管理のためにも家元就農での後継者への切り替えや集落営農の法人化、農業外からの新規参入法人の推奨などを進めていくものである。このように法人などへ農地を集約化することで、荒廃農地化への歯止めとなるように、農地の適正な管理がなされるよう指導を徹底していくものである。

さらに、大豆や麦などの穀物類と飼料用米、水稻作付と飼料用米、蜜源作物でもある地力増進作物と高収益作物などの組み合わせによるブロックローテーションを推奨し、より収益のあがる体系を築いていくよう指導をしていくものである。

また、畠地化を実施する場合には、水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針として、対象になると考えられる農業者に事前に相談するとともに、現地確認時に点検を行い、現況に合わせて再度所有者と検討し、畠地化促進事業に繋げるよう推進を行うものとする。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

品質向上や安定生産、省力・低コスト化に向けた技術対策を推進するとともに環境保全米の作付け等により、実需者のニーズに即応した米づくりを推進し、需要に応じた生産を目指すものである。

(2) 備蓄米

取組なし

(3) 非主食用米

主食用米の需要は、今後、更に減少が見込まれることから、主食用米に替わる水田フル活用作物として、農業者が取り組みやすい米対応の転作作物である、飼料用米の生産維持、拡大を推進する。

ア 飼料用米

水田フル活用の基幹作物として、団地化や担い手への集積を行い、低コスト化を図りながら、耕畜連携を行う箇所に重点して飼料用米の作付を推進していくものである。また、多収性品種への作付誘導を行い、収量の増加に取り組む。

イ 米粉用米

取組なし

ウ 新市場開拓用米

取組なし

エ WCS用稻

畜産農家からの需要に応じた作付を推進していく。今後は5年水張ルールから飼料作物からの切り替えを検討するものである。

オ 加工用米

取組なし

(4) 麦、大豆、飼料作物

大豆については、実需者との結び付きも強いことから、生産調整の基幹作物として更なる作付拡大を目指すものである。

このため、産地交付金や麦・大豆生産技術向上事業を活用し、大豆300A技術の導入や病害虫防除、適期収穫等の徹底により、高品質化を図るとともに、機械の導入による省力化や団地化等による生産性・収益性の高い産地づくりを推進する。また、害獣による被害も拡大しており、物理柵や電気柵などの対策を徹底し、収量確保に努めるものである。

飼料作物については、家畜の粗飼料として担い手への集積を支援することで生産の維持拡大を図り、粗飼料の自給率向上を図るものである。

麦については取組なしだが、今後のブロックローテーションの作物として推進を検討する。

今後は5年水張ルールの徹底により、ブロックローテーションを推進し、永続的に作付できるように推進を行うものである。

(5) そば、なたね

取組なし。

ただし、なたねについては、地力増進作物の対象作物としてのみ取り組むものである。

(6) 地力増進作物

市で取り組む養蜂事業と連携し、蜜源作物としても活用できる地力増進作物（なたね、ひまわり、れんげ）を作付し、その後地力増進としてすき込むことで、スイーツの原料になる野菜（かぼちゃ、えだまめなど）の収穫量を上げるよう取り組むものである。

(7) 高収益作物

産地直売野菜など、都市近郊の地域性を活かした土地利用型園芸を推進し、更には野菜の加工販売等の六次化を行い、農家所得の向上を図るものである。

「ブルーベリー」や「曲がりねぎ」は地場産品として生産されていることから、産地交付金を活用して地域振興作物として推進を図るものである。

更に、市の「スイーツのまちづくり」構想を考慮し、新たな特産品となるよう「ブドウ」「イチジク」「クリ」「ラズベリー」「いちご」の5品目も追加し、地元スイーツ店への地産地消を図りながら、産地拡大及び農家所得向上を目指すものである。

今後は、地力増進作物の作付により地力の回復を進め、高収益作物の作付拡大を図り、新たな品目の追加を模索しながら、「スイーツのまち」の定着を図るものである。

また、将来的には「富谷茶」を復活させるため、農地への植樹を推進し、茶畠の形成を見据えた作付を推進していくものである。

5 作物ごとの作付予定面積等**~ 8 産地交付金の活用方法の明細**

別紙のとおり